

職業紹介業務運営規程

厚生労働大臣許可番号 25-ム-060007

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
滋賀県介護・福祉人材センター無料職業紹介所

本所は、公共に奉仕する目的のもとに、福祉人材を対象として一切無料で次の要領により、職業紹介事業を行うものであります。

第1 求人

1 本所は、次に掲げる職業の範囲等に関する滋賀県内の求人の申込みについて受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の雇用条件が通常の雇用条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

- (1) 社会福祉事業に従事する職業（社会福祉法人が行う公益事業に従事する事業を含む。
あっせん対象事業所は社会福祉事業を実施する事業所（社会福祉法人が行う公益事業に従事する職業を含む。）
- (2) 介護保険事業所
- (3) 障害者総合支援法に規定する事業
- (4) 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業
- (5) 行政の相談所（福祉事務所、児童相談所等）
- (6) 上記（1）から（5）以外の社会福祉事業に関する分野において、社会福祉の国家資格を持つ専門職への就労あっせん
- (7) 老人福祉法に規定する有料老人ホーム

2 求人申込みは、求人者又はその代理人が次のいずれかの方法によりお申込みください。

- (1) 所定の求人票による来所又は郵送での申し込み
- (2) インターネット「福祉のお仕事」ホームページからのインターネットによる申込み

3 求人申込みの際には、賃金、労働条件その他の雇用条件を明記してください。

第2 求職

1 本所は滋賀県内に就労を希望する求職者で、第1の1に掲げる職業の範囲等に関する求職の申込みについて受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みは、本人が次のいずれかの方法によりお申込みください。

- (1) 求職票等による来所等での申し込み
- (2) インターネット「福祉のお仕事」ホームページ等からのインターネットによる申込み

- 3 特別な資格を必要とする職業に求職する者は、免許証又は免許証の写しを提示してください。

第3 紹介

- 1 求職の方には、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話します。
- 2 求人の方には、ご希望に適合する求職者を極力お世話します。
- 3 求職の方を求人者に紹介するときは、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者のところへ行っていただきます。
- 4 いったん求人・求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介いたします。
- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。

第4 その他

- 1 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者の双方から本所にその結果を報告してください。また、雇用関係が終了したとき及び紹介したにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。

また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 2 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人情報はすべて秘密とします。
- 3 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 この規程に定めるものの他、本所の業務は、職業安定関係法令及び関係通達に基づいて運営いたします。

以上

令和4年10月1日